

第5章

計画の推進について

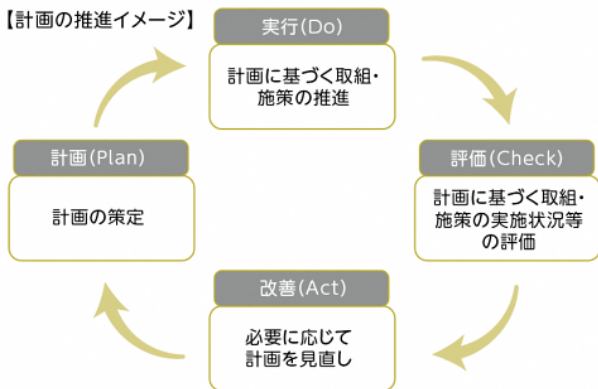
1 計画の進行管理に係る基本的な考え方

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、取組については各主体の連携・協働により進めるとともに、進捗状況については、PDCAサイクルに基づいて管理します。

2 進捗状況の確認

本市と市社会福祉協議会で構成する「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」を、毎年度開催し、関係部局・各区や関係機関が連携を図りながら、関連事業や各区・地域ごとの取組の実施状況の把握を行い、成果指標の達成状況等について適切に進捗管理を行います。

【計画の推進イメージ】



3 計画の評価・見直し

熊本市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置された機関で、委員は学識経験者、福祉事業者、福祉団体の代表者等で構成されています。

「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っています。

また、熊本市第8次総合計画の中間見直し期間と合わせて、本計画においても見直しを行います。

